IIJ Studio 利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「当社」といいます。）が運営する IIJ Studio（以下「本スタジオ」の利用に関する条件を定めるものであり、本サービスを利用するすべての利用者に適用されます。

第 1 条 （本規約への同意）
1. 利用者は、本規約に従って本スタジオを利用するものとし、本規約に同意しない限り本スタジオを利用できません。
2. 本スタジオに関して当社が WEB 上に掲示、配布、配信する文書等に記載する内容は、当該利用者との間で本規約の一部を構成するものとします。
第 2 条(利用者)
一般消費者は、本サービスを利用することはできません。
第 3 条 （本規約の改訂・変更）
1. 当社は、当社の判断において、いつでも本規約の内容を変更または追加できるものとします。変更後の利用規約は、当社が別途定める場合を除いて、当社の運営するウェブサイト（以下「当社ウェブサイト」といいます。）に表示された時点より効力を生じるものとします。
2. 利用者は、変更後の本規約に同意しない場合には、直ちに本スタジオの利用を中止するものとします。
3. 利用者が本規約の変更後も本スタジオの利用を継続した場合、当該利用者は、変更後の利用規約に同意したものとみなされます。
第 4 条 （本スタジオの利用）
1. 利用者は、本規約及び当社が別途定める条件に従い、本スタジオを利用することができます。
2. 本スタジオは、利用者が自己のために利用する目的でのみ利用することができ、利用者は本スタジオを当社が事前に承諾していない第三者に利用させる等の自己利用以外の目的で利用してはなりません。
3. 利用者は、本スタジオを当社が提供する状態でのみ利用するものとします。
4. 本スタジオの全部又は一部について、年齢、本人確認の有無、その他当社が必要と定める条件を満たした利用者に限り利用できる場合があり、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。
第 5 条 （禁止行為）

1. 利用者は、本スタジオの利用にあたり、自ら又は第三者をして、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならず、また、以下の各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にしてはなりません。
a. 公序良俗に反する行為
b. 脱法行為や当社が不当と判断した行為
c. スタジオ申し込み時の使用目的、使用方法と異なった 使用を行う行為
d. 近隣または、他の利用者、当社スタッフまたは当社指定業者に迷惑を及ぼし、当社スタッフの指示に従わない行為
e. スタジオ使用権の第三者への譲渡、および転貸をする行為
f. 火気類を使用する行為
g. 建物内への各種危険物を持ち込む行為
h. 反社会的勢力等への利益供与行為及びこれにつながる可能性がある行為
i. その他、当社が不適切と判断する行為
j. スタジオ内での喫煙、飲食行為（但し、ミネラルウォーターを除く）
k. 酒気を帯びた方のスタジオへの入室行為
l. 事前のご相談なく動物の連れ込みをする行為
m. 当社が定めるスタジオ利用管理エリア外への立ち入り
2. 利用者は、利用停止等の後も、当社及び第三者に対する本利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により利用者に生じた不利益や損害について一切の責任を負いません。

第 6 条 （規約違反の場合の措置等）

当社は利用者が本規約に違反し又は本規約に違反する恐れがあると判断した場合には、その裁量により、何らの通知も行うこともなく、当該利用者に対し、本スタジオの利用の一部停止若しくは制限、利用契約の解除等の措置（以下「利用停止等」といいます。）を講じることができるものとします。

第 7 条 （必要情報の届出）

利用者は、利用料金の支払い方法などスタジオ利用に必要な情報について当社に届け出るものとし、変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社に届け出るものとします。契約者が届け出を怠り又は誤った届け出をしたことにより不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

第 8 条 （利用予約：利用契約の成立）

1. スタジオ利用の予約申し込みは、当社が指定する方法に従ってなされるものとします。

2. 利用申込書を当社が受領した時点をもって、利用契約（予約）が成立したものとします。
3. スタジオの都合により予約を取り消しする場合、当社は、利用予定日の１週間前までに利用者に通知するものとします。
4. 天災地変等で、スタジオの利用が制限される場合、当社は予約保証の責任を負いません。

第 9 条 （利用予約の取り消し）

以下の一つにあたる事由があるときは、当社は、成立した予約を解除することができるものとします。
1. 利用者が本規約に違反した又は違反する恐れがある場合
2. 利用者の支払能力が喪失し、もしくは支払能力または支払意思を疑わせる事情が存すると認められる場合

第 10 条 （スタジオ利用料金）

当社は、スタジオの利用にかかる料金は別途定めるものとします。

第 11 条 （スタジオ利用料金の支払い）

当社は、利用者のスタジオ利用実績に基づき毎月末に利用料金を契約者へ請求し、利用者は同請求書上に記載されている銀行口座に代金を振り込むものとします。

第 12 条（予約の変更）

利用者は、当社が指定する方法により当社に 7 日前までに通知することにより、予約の利用予定日及び時間の変更を請求することができるものとします。
第 8 条（利用予約：利用契約の成立）の規定は、前条の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と読み替えるものとします。
２．予約の時間の減少の場合、利用者は、減少による変更後の新たな利用料金の 10%を変更手数料として当社に支払うものとします。

第 13 条 （キャンセリングポリシー）

利用者の責に帰すべき事由により予約が取り消された場合、利用者は、以下に定めるキャンセル料金を当社に支払うものとします。
a. 利用予定日の 30 日前～8 日前のキャンセル：利用料金の 30%
b. 利用予定日の 7 日前～2 日前のキャンセル：利用料金の 50%
c. 利用予定日の前日～当日のキャンセル：利用料金の 100%

第 14 条 （仮予約）

利用者は、利用予定日の６ヶ月前から仮予約ができます。
２．利用者が利用予定日の 7 日前までに予約を申し込まない場合は、仮予約は取り消されたものとします。

３．仮予約中の利用予定日に他者から予約の申込みが入った場合は、当社は仮予約している利用者に予約の申し込み確認を通知します。通知から２営業日以内に予約の申し込みがない場合は仮予約は取り消されたものとします。
４．仮予約の内容変更および取り消しに関しては、キャンセル料金は発生しないものとします。

第 15 条 (個人情報)

当社は、本スタジオ利用に関連して知り得た利用者の個人情報を当社の「個人情報保護ポリシー」(https://www.iij.ad.jp/privacy/)に基づき取り扱うものとします。

第 16 条 （インターネット回線の利用）

1. スタジオ内に敷設されたインターネット回線は、利用者が利用者自身の責任のもとに利用し、当社は、同インターネット回線の利用にともない発生した配信不具合等については、一切責任を負わないものとします。
2. 通信端末の環境や各種設定に関してはスタジオ利用に含まれないものとします。
3. 接続するパソコン・通信端末のセキュリティは、利用者の責任において保護・管理するものとします。
4. 当社は、ウィルス感染やファイル共有ソフトの使用等、他の利用者が不利益をこうむると判断した場合、事前通知することなくサービスを停止するものとします。
5. 通信速度の低下、予期せぬトラブルや緊急メンテナンス等によるサービスの停止等により発生した損失や損害については、当社は、一切の責任を負わないもとのとし
ます。

第 17 条 (免責)

1. 当社は、以下の各号の損害について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。
a. 本スタジオ内での貴重品、持ち込み機材等の盗難、紛失、破損等、利用者が本スタジオの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)
b. 本スタジオ内での怪我や事故等
2, その事由の如何を問わず、当社は、利用者に対して、直接及び通常の損害に限り、責任を負うものとし、この場合の、当社が利用者に対して負う損害賠償の総額は、本サービスの対価を上限とします。ただし、当社の 故意又は重過失による場合は、直接及び通常の損害に限り、本サービスの対価の上限の制限を適用させずに、責任を負うものとします。

第 18 条 （損害賠償）

1. 利用者による本規約違反行為その他本スタジオ利用に起因して、当社に対し、その全ての損害（弁護士等専門家費用及び当社において対応に要した人件費相当額を含みます。）を賠償しなければなりません。
2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により利用者に生じた不利益や損害について一切の責任を負いません。

第 19 条 （準拠法及び合意管轄）

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条 (反社会勢力の排除)

１．当社および利用者は、自己が下記の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したとき、または該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず直ちに本サービスにかかる契約を解除することができるものとします。

① 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）であること、または反社会的勢力であったこと。

② 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。

③ 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力と社会的に 非難されるべき関係その他密接な関係や交流を有すること。

２．前項により契約を解除された当事者は、解除されたことを理由として、解除した当事者に対し、損害の賠償を請求することができません。

３．第１項の各号に定める行為により損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができます。

附則

令和 4 年 12 月 15 日施行

この約款は、令和 4 年 12 月 15 日施行から実施します。